

公的研究補助金等に関わる職務権限規程

規定第 1 1 9 2 号

一部改正 2022年 2月22日 2024年 4月 1日

2025年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、「法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン」第9条の規定に基づき、法政大学（以下「本学」という。）における公的研究補助金等の取扱いに関する各職位の責任と権限及び職務内容を明確に定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 職位とは、公的研究補助金等の取扱いに関する体制上の地位をいう。
- 2 職務とは、各職位の責務を全うするため遂行すべきものとして与えられた具体的な業務を言う。
- 3 責任とは、その職位にある者が負わなければならない責務をいう。
- 4 権限とは、職務遂行にあたって、その行為の効力を最終的に発生させ、その実施を指令する機能及び限界をいう。

(職位)

第3条 この規程における職位は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 最高管理責任者
- 2 統括管理責任者
- 3 コンプライアンス推進責任者
- 4 コンプライアンス推進副責任者
- 5 経理統括管理責任者
- 6 部局キャンパス責任者
- 7 経理管理担当者
- 8 物品検収担当者

(職位に充てる役職)

第4条 この規程における職位に充てる役職は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 最高管理責任者は、総長とする。
- 2 統括管理責任者は、学術支援本部担当理事とする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、学術支援本部担当理事とする。
- 4 コンプライアンス推進副責任者は、学部長、研究科長、研究所長とする。
- 5 経理統括管理責任者は、研究開発センター室長とする。
- 6 部局キャンパス責任者は、研究開発センター室長以外の研究開発センター管理職とする。
- 7 経理管理担当者は、研究開発センター課員とする。
- 8 物品検収担当者は、市ヶ谷キャンパス、多摩キャンパス、小金井キャンパスとも研究開発センター課員及び法政大学科学研究費助成事業取扱要領に記載された納品・検収窓口の担当者とする。

(職務)

第5条 この規程における職務とは、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究補助金等の運営・管理が行えるよう適正に学内調整を図らなければならない。
- 2 統括管理責任者は、不正防止計画推進部局（研究開発センター）が策定した防止計画の組織的な推進に努めなければならない。又、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス研修、啓発活動等の実施計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るために、公的研究補助金等の運営・管理に関わる構成員に対し、コンプライアンス研修及び啓発活動等を実施し、実施状況及びコンプライアンス研修の受講状況を管理監督しなければならない。
- 4 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、自己の部局の構成員に対し、コンプライアンス研修及び啓発活動等を実施し、実施状況及びコンプライアンス研修の受講状況を管理監督しなければならない。
- 5 経理統括管理責任者は、全ての公的研究補助金等の執行・管理に関する情報を受け、部局キャンパス責任者とともに、公的研究補助金等に関する事務を適正に行うための必要な措置を行う。又、公的研究補助金等に関わる構成員が、適切に公的研究補助金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導しなければならない。
- 6 部局キャンパス責任者は、担当する公的研究補助金等の執行・管理・推進に努めるために経理管理担当者とともに必要な事務処理を行う。
- 7 経理管理担当者は、部局キャンパス責任者の指示のもと、次の各号に掲げる事項に関する相談・支援業務を行う。
 - (1) 公的研究補助金等の使用ルールの遵守に関すること。
 - (2) 公的研究補助金等の予算の執行状況に関すること。
 - (3) 公的研究補助金等の申請事務処理及び実績報告に関すること。
 - (4) 公的研究補助金等の執行・管理・推進に関すること。
- 8 物品検収担当者は、公的研究補助金等に係る納品検収を実施する。

(最高管理責任者の職務権限)

第6条 最高管理責任者の職務権限は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 公的研究補助金等の取扱いに関して最終的な責任を持つこと。
- 2 公的研究補助金等の適正な取扱いを徹底するため、統括管理責任者に対して改善策等の指示をすること。

(統括管理責任者の職務権限)

第7条 統括管理責任者の職務権限は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 最高管理責任者を補佐し、公的研究補助金等の取扱いに関して本学全体を統括する責任を持つこと。
- 2 公的研究補助金等の適正な取扱いを徹底するために、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策(不正防止計画、コンプライアンス研修、啓発活動等の実施計画を含む。)の策定・改善策を不正防止推進部局(研究開発センター)に指示すること。

(コンプライアンス推進責任者の職務権限)

第8条 コンプライアンス推進責任者の職務権限は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 公的研究補助金等の取扱いに関して本学全体に不正防止計画に基づき、コンプライアンス研修を実施し、受講状況を管理監督する責任を持つこと。
- 2 公的研究補助金等に関する不正行為が、本学へ深刻な影響を及ぼすことを教職員に周知徹底し、必要時に改善等の指示をすること。

(コンプライアンス推進副責任者の職務権限)

第9条 コンプライアンス推進副責任者の職務権限は次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 不正防止計画に基づき、自己の部局の構成員へのコンプライアンス研修の受講状況を管理監督し、未受講者への受講を要請する責任を持つこと。
- 2 公的研究補助金等に関する不正行為が、本学へ深刻な影響を及ぼすことを自己の部局の構成員に周知徹底し、コンプライアンス推進責任者の改善等指示に基づく措置を講ずること。

(経理統括管理責任者の職務権限)

第10条 経理統括管理責任者の職務権限は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 統括管理責任者を補佐し、公的研究補助金等の取扱いに関して、関係法令及び学内の諸規程等に従った執行・管理の実質的な責任を持つこと。
- 2 公的研究補助金等の適正な事務の取扱いを徹底するため、部局キャンパス責任者に指示すること。

(部局キャンパス責任者の職務権限)

第11条 部局キャンパス責任者の職務権限は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 経理統括管理責任者を補佐し、公的研究補助金等の執行・管理・推進に努める責任を持つこと。
- 2 公的研究補助金等の執行・管理・推進するために経理管理担当者に指示すること。

(権限の代行)

第12条 出張、病欠、事故等により、権限を行使すべき者がその権限を行使することができないときは、上位職位者が自ら代行する。ただし、最高管理責任者の代行は統括管理責任者とする。

(権限の委任)

第13条 業務その他の都合により、職務の一部を委任するときは、上位職位者の承認を得なければならない。

- 2 前項の場合、委任者はその職務を委任したことによって、その責務及び処理についての監督の責任を免れるものではない。また受任者は委任者に対し、経過及び結果について必ず報告しなければならない。

(委任する権限の範囲)

第14条 各職位の職務及び権限のうち、委任してはならない事項については、その都度、統括管理責任者が定める。

(報告の義務)

第15条 自己の職務を遂行したとき、又は権限を行使したときはその結果について必要事項を上位職位者に報告しなければならない。

(事務)

第16条 この規程に係る事務は、研究開発センターが主管する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、職務権限規程に基づき行うものとする。

付 則

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2022年2月22日から一部改正し施行する。
- 3 この規程は、2024年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、2025年4月1日から一部改正し施行する。

(追58)